



すまいる十日市場保育園

2026 年度

重要事項説明書



株式会社スマイルクルー

目 次

1	事業者の運営主体	p.1
2	事業の概要	p.1
3	施設・設備の概要	p.2
4	事業の目的、運営方針	p.3
5	職員体制	p.4
6	保育・教育を提供する日	p.4
7	保育・教育を提供する時間	p.4~5
8	利用料金	p.6~7
9	支払方法	p.7
10	提供する保育・教育の内容	p.7~9
11	給食等について	p.10
12	保護者に用意していただくもの	p.11~12
13	登園・降園について	p.12~13
14	保育園と保護者との連携について	p.13
15	健康診断、健康管理について	p.13~14
16	感染症対策について	p.15
17	医療的ケアが必要な児童の保育について	p.15
18	虐待の防止のための措置について	p.16
19	嘱託医	p.16
20	嘱託歯科医	p.16
21	地域防災拠点、広域避難場所	p.16
22	緊急時における対応	p.17
23	非常災害時の対策	p.17
24	賠償責任保険の加入状況	p.18
25	業務の質の評価について	p.18
26	苦情相談窓口	p.19
27	連携施設	p.19~20
28	地域の育児支援について	p.21
29	非常事態発生時の対応について	p.21
30	非常災害時の保育園の対応	p.22
31	災害に向けての園での取り組み	p.22
32	日頃の備え	p.22

重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社スマイルクルー
事業者の所在地	神奈川県横浜市西区平沼一丁目 13 番 14 号
事業者の電話番号・FAX	TEL : 045-316-4355 FAX : 045-316-4356
代表者氏名	岡田 純一
定款の目的に定めた事業	・ 保育園、幼稚園及びこども園の経営 ・ 学童保育に関する事業 ・ 保育士育成のための研修及び養成に関する事業

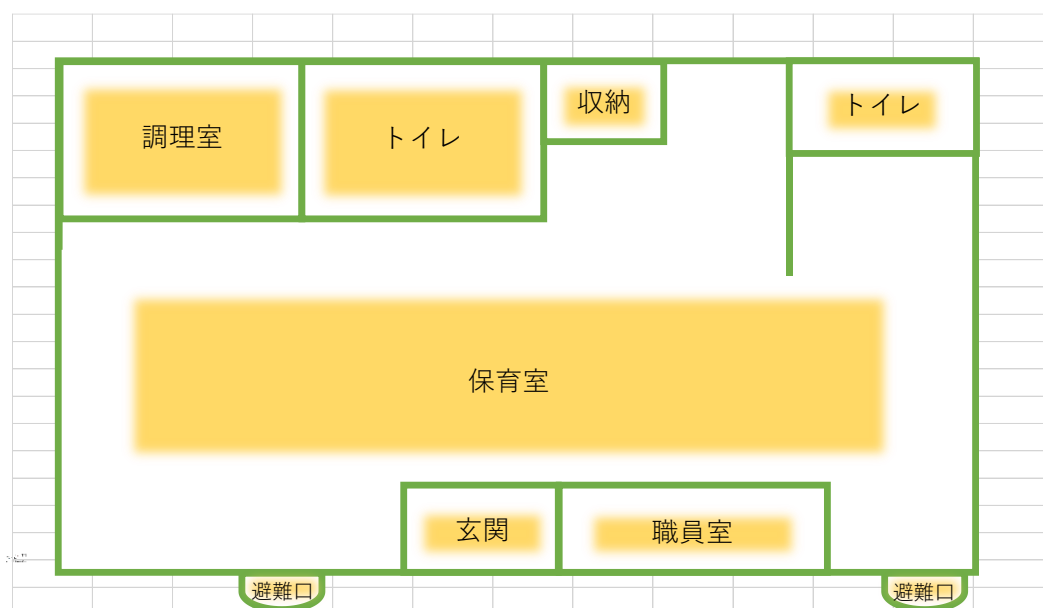
2 事業の概要

種 別	小規模保育事業 A 型	
名 称	すまいる十日市場保育園	
所 在 地	神奈川県横浜市緑区十日市場町 1481 番地 20	
電 話 番 号 ・ F A X	TEL 045-530-2032 FAX 045-530-2033	
責 任 者 氏 名	加藤 沙耶香	
開 設 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日 小規模保育認可	
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）	1 歳児	2 歳児
	9 人	10 人
取 扱 う 保 育 事 業	一時保育、延長保育、子育て支援	
事 業 所 番 号	1 4 1 0 0 5 2 0 0 5 8 8 1	

3 施設・設備の概要

敷地面積		11630.22 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 10 階建て	
	延 床 面 積	148.75 m ²	
施設設備の 数 と 面 積	1 歳 児 室	1 室	29.70 m ²
	2 歳 児 室	1 室	19.80 m ²
	一時預かり室	1 室	30.19 m ²
	調 理 室	1 室	13.43 m ²
	医 務 室	1 室	1.17 m ²
	幼児用トイレ	2 個	10.53 m ²
	大人用トイレ	1 個	
	職員休憩室	1 室	6.10 m ²
設 備 の 種 類		冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯 5363 m ² （代替場所十日市場西公園）	

事業実施場所 平面図



4 事業の目的、運営方針

目 的	子ども達が安心して過ごせる居場所をつくり、社会に貢献できるような保育所運営をしていきます。 子ども達はもちろん、保護者、保育スタッフ、その他関わる全ての方々の「笑顔」の為に、もうひとつの《おうち》を提供致します。
運 営 方 針	【保育理念】 <u>「enjoy!子育て」</u> …子育ては、みんなでやればもっともっと楽しくなります。ともに分かち合うことで、子どもの可能性がぐんと広がります。 <u>「think!生きる力」</u> …子どもが発する「なぜ?」「どうして?」を大切にし、失敗を恐れずに行動する気持ちを育てます。子どものありのままを受け止め、見守ることで、自ら考え生み出していく力を培います。 <u>「natural!健康な身体」</u> …自分が自分らしくいられるように、【みる・きく・ふれる・あじわう・かんじる】五感、直感、感性を大切にします。 【保育方針】 *働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。 *子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。 *心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。 【保育目標】 ☆健康で明るい子ども ☆友達と仲良く遊べる子ども ☆心豊かな子ども ☆意欲と思いやりのある子ども ☆強く生き抜く事ができる子ども

5 職員体制

責 任 者	1 人 (資格：保育士資格)
保 育 士	12 人 (常勤：4 人、非常勤： 8 人)
事 務 員	1 人 (常勤： 人、非常勤： 1 人) 保育士資格有
保 育 士 補 助	1 人 (常勤： 人、非常勤： 1 人) 子育て支援員
栄 養 士	1 人 (常勤： 人、非常勤： 1 人)
調 理 員	1 人 (常勤： 人、非常勤： 1 人)

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 か ら 金 曜 日	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
土 曜 日	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
延 長 保 育 時 間	夕：午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

(4) 土曜共同保育について

乳幼児の利用が少ない土曜日にも、集団保育の機会を確保できるよう、にこにこすまいる園とすまいる十日市場保育園とすまいる保育園との共同保育の実施を予定しています。

▶開始時期

2026 年 4 月 4 日（土）～ （新入園児：2026 年 5 月 9 日（土）～）

▶開所時間

7：30～18：30 まで

▶利用定員

にこにこすまいる園、すまいる保育園、すまいる十日市場保育園の利用子どもを合わせて 12 名または 19 名。

▶実施場所

にこにこすまいる園

▶職員体制

実施場所の保育園（以下実施園）職員と、利用子どもの在籍する保育園（以下依頼園）職員で構成。

▶費用について

実施園在籍の利用子ども：費用負担なし。

依頼園在籍の利用子ども：実施園に移動する際にかかる往復交通費（公共交通機関利用分）を後日在籍の保育園にて精算。

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	基本単価：30分あたり1,700円(月額) 10日以内利用：30分あたり850円(月額) 第2子：50%減免 第3子：100%減免 A・B階層：50%減免
延長保育間食代	A・B階層：1月利用1,320円、10日以内650円 C・D・E階層：1月利用2,630円、10日以内1,310円
その他	・寝具リース代 286円/月 ・シーツ代 1,600円/枚 ・帽子代(カラー帽子まもる君) 1,699円 ・日本スポーツ振興センター災害共済一部負担金 300円/年（要保護30円/年） ・保育料等口座振替手数料 96円/月

※おむつ処分に係る費用の実費徴収はありません。

おむつサブスク代 1510円（市補助額 998円適用後の金額）

延長保育の考え方

- ・開所時間以外の時間の延長保育はありません。
- ・30分単位での算定です。
- ・設定した保育時間（8時間・11時間）を超える、前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となり、延長保育料の徴収対象となります。
- ・申し出がなく、契約外で延長が発生した場合は、30分ごとに850円を申し受けます。

▶標準時間保育（7：30～18：30）

7:30	18:30	19:00
延長保育は ありません	標準保育時間	延長保育 延長保育は ありません

18：30～開所時間の19：00までに延長保育をご利用された場合は、延長保育利用料がかかります。

※電車等の遅延等、突発的な理由で迎えが遅れた場合は、別途料金がかかります。（30分ごとに850円）

※やむを得ず、開所時間を過ぎて迎えに来た場合、時間外特別延長保育利用料として15分ごとに1100円申し受けます。

▶短時間保育（8：30～16：30）

7:30	8:30	16:30	19:00
延長保育は ありません	延長保育	短時間保育	延長保育 延長保育は ありません

- 開所時間 7：30～8：30 または 16：30～開所時間の 19：00 までに延長保育をご利用された場合は、延長保育利用料がかかります。
- ※短時間保育利用の方は、延長保育はありませんが、仕事の都合で遅くなる可能性がある場合は、延長保育の適用となります。
- ※電車等の遅延等、突発的な理由で迎えが遅れた場合は、別途料金がかかります。（30 分ごとに 850 円）
- ※やむを得ず、開所時間を過ぎて迎えに来た場合、時間外特別延長保育利用料として、15 分ごとに 1100 円申し受けます。

9 支払方法

保育料等は口座引き落としとなります。

※月末に締めました保育料、延長保育料、その他雑費は翌月初めに請求書にてお知らせいたします。

保育料等は毎月 20 日が口座引き落とし日です。土・日・祝日と重なった場合は翌日となります。

保育料等口座振替手数料、96 円をご負担頂きます。

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針・教育及び保育の内容に関する全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

- ・働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。
- ・子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。
- ・心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。

<毎日の保育・教育の流れ>※時間については目安となります

時 間	乳 児
7:30	開園
7:30	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 自由遊び
8:30	保育短時間（8 時間）開始 順次登園
9:30	おやつ・水分補給
9:50	遊び（室内外）・散歩
11:15	給食（年齢によって前後します）
11:45	午睡準備（着替え、排泄等）
12:00	午睡（年齢によって前後します）
14:45	目覚め・排泄
15:00	おやつ
15:45	自由遊び、順次降園
16:30	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了
19:00	閉園

散歩のコース

近隣にある、十日市場西公園、十日市場東公園、十日市場だんご山公園等に遊びに行きます。

クラス編成

年 齢	ク ラ ス
1 歳 児	ちゅうりっぷ組
2 歳 児	ひまわり組

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
1 歳 児	・安定した生活リズムで過ごし、身の回りのこと等に興味をもち、自分でやってみようとする。 ・安心できる環境の中で好きな遊びを十分に楽しみ、好奇心を満たす。 ・保育者との信頼関係のもと、安心して自分の意思や欲求を表す。 ・遊びの中で、自分の思いやしぐさを簡単な言葉を使って表現し、身近な大人や友達との関わりを喜ぶ。
2 歳 児	・安心できる保育者との関わりの中で、簡単な身の回りの事を自分でしようとする。 ・興味のある事や経験した事を、自分なりに言葉で伝えたり表現したりする事を楽しむ。 ・友達に関心をもち、同じ場で遊んだり、やり取りをしたりする楽しさを知る。 ・保育者と一緒に、全身や手指を使った遊びを楽しむ。
そ の 他 (年 間 行 事)	4 月 入園式
	6 月 保育参観・懇談会・クラス交流会
	7 月 夏まつり
	10 月 ◎ハロウィン
	11 月 親子交流会(ミニ運動会) 、◎秋の遠足
	12 月 ◎冬のお楽しみ会
	2 月 懇談会
	3 月 ◎お別れ遠足、卒園式、◎進級式
	※誕生会は誕生日月に行います。 ◎：子どものみ参加行事

11 給食等について

楽しく食べることや食育を通して様々な体験を重ね、「食を営む力」の基礎を作っていきます。

【献立】

アレルギーフリー（卵・乳・小麦不使用）の給食になっています。

※主食・副食・おやつを提供する完全給食

子どもたちが毎日安心して食べられる給食を守るため、食材業者の見直しを毎年行っています。また毎年指導監査にて推奨される、基準や記録の方法を見直しより確実に安全性を確認できる体制に整えるようにしています。信頼できる業者と協力しながら、より良い給食づくりに努めています。

2週間でのサイクルメニューで立案しております。月2回、同じメニューを食べることで、食材に親しむ機会を持つだけでなく、食べ具合の比較・検討が出来るようにしています。

【進め方・提供内容など】

1.2歳児：午前おやつ・昼食・午後おやつを提供します。

【アレルギー対応】

※根拠となるマニュアル

- ①保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版：厚労省）
- ②保育所における食物アレルギー対応マニュアル（2014年発行：横浜市こども青少年局）
- ③食物アレルギー対応マニュアル（当園策定）
- ④宗教上の理由での食材除去も同対応します。

食物アレルギー予防の観点から、初めての食品については、すべてのお子さまにおいて、ご家庭で2回以上食べてから保育園で提供します。

アレルギーの適切な管理には医師による正しい判断がすべての出発点になります。アレルギー疾患により保育園での配慮が必要な場合は「生活管理指導票」を提出して頂きます。※面談や対応の詳細は個別に相談させていただきます。

アレルギー講習や研修に職員が積極的に参加して対応の向上に努めます。

【食育活動】

身近な食材に触れたり、簡単な調理活動、収穫体験を取り入れていきます。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

【各種書類】

- ・ 児童の健康や体調を確認するもの(母子手帳のコピーや入園前健診結果等)
- ・ 事前にお渡ししました書類一式(児童票・児童健康台帳等)

	手ぶら登園 登録	手ぶら登園 未登録
午睡用の上掛け (大判のバスタオルや毛布等)	○	○
おしり拭き：1 袋	×	○
ビニール袋：1 束	○	○

(2) 毎日持参いただくもの

☆持ち物すべてに名前を記入して下さい。

☆毎日、朝・夕いずれかのご都合の良い時間に、ロッカーの荷物を確認・補充をお願い致します。

☆金曜日…上掛け・シーツ・まもる君を持ち帰りいただき、洗濯をお願い致します。

☆月曜日…上記のものをお持ち下さい。

	手ぶら登園 登録	手ぶら登園 未登録
通園バック ※金曜日はエコバックもお持ちください。	強制ではありませんが、 あると便利です。	強制ではありませんが、 あると便利です。
オムツ・・・1 日 5～6 枚 (1 枚 1 枚に名前を記入してください。)	×	○

(3) ロッカーに常備するもの (毎日ご確認ください)

- ・ 着替え：ビニール袋(記名をお願いします)に上着、ズボン、肌着を入れたものを1組、その他1日2組程度(毎日午睡前に新しい服に着替えます。また、夏場は多めにご用意下さい。)
- ※一つひとつに名前を必ず記入し、着替えのカゴにまとめて入れて下さい
- ・ ビニール袋：1 袋(使用済みの洋服入れ等に使用)

(4) 服装について

- ・動きやすく、着脱しやすい服装が基本です。
- ・1, 2 歳児は特に、生活の中で一人で着脱できる事を目標にしていますので、上下つながっている服、Gパン、後ろボタン等は避けるようお願い致します。又、ひもやフード付き、スカート等のひっかかりやすい服、スパンコールや飾りのついた服は避けて下さい。
- 個人カゴに調節のきく長袖(カーディガン、シャツ等)を入れて頂くと便利です。
- ・髪の毛の多いお子様は、ご家庭より結んで登園をお願い致します。
- ・安全上、飾りのついたゴムやピンはしないようご協力お願い致します。

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

1. 朝は9時30分までに登園して下さい。玄関にタッチパネルを設置しておりますので、入った時点で打刻して下さい。
遅れる場合・欠席する場合には、7:30~8:30の間に連絡をお願い致します。
(コドモンでも可)
2. アレルギー対応が必要なお子様もいらっしゃる事が予測されます。登降園時に、食べ物を口に入れたまま保育園内へ入室することや、園内に食べ物を持ち込むことは控えてくださいますようお願い致します。(誤食防止のため)
3. 朝の受け入れの際、お子さまの健康状態をお知らせ下さい。尚、風邪薬等を服用している場合は保育士にその旨をお伝え下さい。
4. キーホルダー、飾り付きの髪ゴム、パッチン止め、ピアス、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、カチューシャはご遠慮ください。
5. 朝から発熱(体温が平熱よりも1~1.5℃高い状態)がある場合や前日に発熱があった場合は、ご家庭での静養にご協力をお願い致します。
6. 登園される場合は解熱後、完全に体調、食欲が回復してからの登園をお願い致します。37.5度熱がある場合、一度保護者の方に連絡を入れます。37.8度以上熱がある場合や、熱がなくても園で2回以上の下痢・嘔吐等、脱水の心配がある場合は、迎えの連絡を入れます。前日から具合が悪い、当日熱が高めという場合には、仕事の段取りをつけておいて下さい。
7. 原則、私物(おもちゃ・お菓子等)の持ち込みは禁止しております。
慣らし保育中については、お子さまにとって心の拠りどころとなる場合もありますので、その際には職員までご相談下さい。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

1. 迎えの時間が予定より 15 分遅れる場合は、早めに園へコドモンや電話連絡をお願い致します基本的には契約時間内での迎えをお願い致します。
2. 同じ建物内には、住民の方が多数住んでおられます。
登園時も同様、共有部分(廊下や通路等)で大きな声を出したり、おしゃべりをするのは、他の住民の方のご迷惑になりますのでお控え下さい。
迎え時の引き継ぎも、玄関内にて行いますので、迎えに来られましたら、まず玄関の中にお入り下さい。打刻は、保育士からの引き継ぎが終わり、お帰りの際に行ってください。
3. 降園後の再入室はご遠慮ください。
4. お迎えは時間に余裕を持ってお越しください。

※未成年の方の送迎は避けてください。

14 保育園と保護者との連携について

ご家庭との密接な連絡を保ち、お子さまを健やかに育てていきたいと考えております。保護者の皆さまのご協力をお願い致します。

1. 入園後 2 週間～1 か月程度は、慣らし保育の実施をお願いしております。
2. 保護者の連絡先・電話番号・その他の連絡先を明確にしてください。
また、就労先の決定及び変更・住所・家族構成等、届出内容に変更があった際には、速やかにお知らせ下さい。
3. 連絡帳・園からのお知らせには必ず目を通し、連絡には前日の降園後から翌朝までのご家庭での様子をご記入下さい。
4. 父母のどちらかが休みの場合は、お子様の休息に充て、一緒に過ごす時間を大切にしてください。
5. 集団生活の為、友だちとの関わりの中で、成長の過程のひとつとして噛みつきや引っかきのトラブルが予測されますのでご理解ください。
6. 園内での様子はコドモンのドキュメンテーションからご覧頂けます。また、園日より、口頭で随時報告させて頂きます。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号。）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

【健康診断】	年 2 回（春・秋）
【歯科検診】	年 2 回（春・秋）
【身体計測】	毎月 1 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

園では、朝受け入れ時の健康確認及び体温測定(朝・夕、他必要に応じて)の他に、体に触れて睡眠時のチェックを行い、SIDS 防止に努めております。

1～2 歳児：10 分に 1 回

【発熱時の対応】

- ・ 37.5 度熱がある場合、一度保護者の方に連絡を入れます。37.8 度以上熱がある場合や、熱がなくても園で 2 回以上の下痢・嘔吐等、脱水の心配がある場合は、迎えの連絡を入れます。
- ・ 登園される場合は解熱後、完全に体調、食欲が回復してからの登園をお願い致します。
- ・ 朝から熱が高めの場合には熱が上がる可能性がありますので、仕事の段取をつけておいて下さい。
- ・ 熱が高い場合は、園で十分に水分をとり、首や脇等の部分を冷やし、安静な体勢で迎えを待つよう、対応しております。
- ・ ホクナリンテープを処方された場合はご家庭から子どもの手の届きにくい場所(背中等)に貼って登園させてください。その際、ホクナリンテープに記名をしてください。また、保育中に剝がれてしまったホクナリンテープは再度貼りなおすことはできませんので、こちらで処分させていただきます。

【「意見書」「登園届」について】

感染症に伴う登園の許可については『保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)』に準じて、登園停止期間を定めています。お子さまが感染症にかかり登園を再開する際には、別紙①「医師が記入した意見書が必要な感染症」と別紙②「医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症」をご参考の上、お子さまの感染症名に当てはまる書類(意見書または登園届)にご記入頂き、保育園へ提出して下さい。保育園は集団の場ですので、ご理解とご協力をお願い致します。

※届出書はコドモンからダウンロードできます。

【園での与薬について】

原則、園での与薬は行っておりませんが、慢性疾患に限り与薬を認める場合があります。

＜該当する慢性疾患の薬＞

- ・ 抗けいれん剤の一部
- ・ 心疾患用薬剤の一部など時間投薬の必要な薬剤
- ・ 熱性けいれんの予防薬

尚、与薬の際は「与薬依頼票」「主治医意見書」「薬剤情報書」が必要です。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

そのため、嘔吐物や排泄物等で汚れた衣類等は下洗いせず、ビニール袋に入れてお返しします。(本人には全く症状が無くても、血液、唾液、尿等の体液にウィルスや細菌が含まれていることがあります)

【感染症対策】

- ・職員スタッフの毎月1回の検便実施
大人及び子どもの手洗い・うがいの励行、消毒。
- ・園児体温測定(登園時、午睡後)、室内換気、空調設備での温度調節、排便排尿介助後の手洗い、消毒、使い捨て手袋の使用等で保育者からの媒介も防ぐようにする。
- ・吐物の処理に関しても、子どもの接触がないよう適切に処理をし 処理セットは、常備しておく。
- ・玩具消毒の徹底、食器の消毒(熱風消毒、感染症が流行っている時期は次亜塩素酸ナトリウムも必要に応じて使用する。)

【食中毒予防対策】

- ・調理や配膳方法で、調理場の環境(調理しやすい場であること)、衛生面(食器やテーブルの消毒等)食品の取扱(食品の産地や添加物等)には気を付け調理に携わる。
- ・調理員並びに保育者全員の毎月1回の検便実施。(調理員は7月～9月は2回)
- ・夏場など食中毒が特に流行る時期は、メニューや食品の取り扱いにも十分配慮する。
- ・市や区の衛生管理者とも密に連携をとり、その指示にも従い食中毒を発生させないよう、事前に対策をとっていく。

【発生した場合の連絡】

玄関掲示、口頭等、配信等でお知らせさせていただきます。またお住いの区役所に情報共有致します。

17 医療的ケアが必要な児童の保育について

お子様が通う医師の診断に従いながら保育をしていきます。

保護者・医師との連携を密にし、お子さまにあった保育ができるよう努めます。

18 虐待等の防止のための措置

当園では利用するお子さまの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとします。

19 嘱託医 以下の医療機関（小児科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	十日市場こどもクリニック
医 院 長 名	奥 典宏
所 在 地	横浜市緑区十日市場 801-8 ホームストプラザ十日市場 東館 2 階
電 話 番 号	045-983-1018

20 嘱託歯科医 以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	きりが丘歯科クリニック
医 院 長 名	成瀬 龍一
所 在 地	横浜市緑区霧が丘 3-2-10 北辰ビル 1 階
電 話 番 号	045-923-0018

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	横浜市立十日市場小学校
広域避難場所	昭和医科大学運動場

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又はお子さまの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	緑警察署 045-932-0110
消防署	緑消防署 045-932-0119 派出所 045-984-0119
区役所	緑区役所 045-930-2323

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	加藤 沙耶香
消防計画届出年月日	緑消防署 令和 5 年 4 月 1 日
避難訓練	毎月1回実施：火災避難訓練・地震避難訓練 年1回実施：風水害訓練 年2回実施：不審者訓練
防災設備	消火器、火災報知器、誘導灯 など

24 賠償責任保険の加入状況 以下の保険に加入しています。

保険の種類	損保ジャパン賠償責任保険
保険の内容	園内でお子様が怪我をした場合の賠償責任保険
保険金額	【施設】 身体：1名 5,000万円／1事故 3億円 財物：1名 300万円 【生産物】 身体：1名 5,000万円／1事故・期間中 3億円 財物：1事故・期間中 300万円

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	園内でお子様の不慮の災害
	【負傷・疾病等】 （医療費が5,000円以上のもの） 医療費 ・療養に要する費用の額の4/10 ・高額医療の対象の場合、自己負担額の1/10を加算した額 ・入院時の食事療養費は標準負担額がある場合は、その額を加算した額 【障害】 障害見舞金 4000万円～88万円 （通園中の災害は半額） 【死亡】 死亡見舞金 1500万円～3000万円 （通園中の災害は半額）

25 業務の質の評価について

小規模保育事業の 自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回以上、自己評価を実施 公表方法：園内掲示にて掲載
運 営 委 員 会	構成役員：運営委員長、副運営委員長、事務局、監査 実施方法：年2回以上開催 公表方法：園内掲示にて掲載

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 加藤 沙耶香 電話番号 045-530-2032
相談・苦情解決責任者	氏名 奥田 章代 電話番号 045-316-4355
第 三 者 委 員	氏名 川村 武子（十日市場団地連合自治会会長） 電話番号 045-985-4007 氏名 鈴木 健市（株式会社スマイルクルー監査役） 電話番号 045-901-1756

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 連携施設

連携施設の種類	認可保育園
名称	横浜国立十日市場保育園
所在地	〒226-0025 神奈川県横浜市緑区十日市場町 1296 電話 045-981-6470
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援
利用枠人数	2号認定 1名

連携施設の種類	認可保育園
名称	明日葉保育園 長津田園
所在地	〒226-0027 神奈川県横浜市緑区長津田 1丁目 18-11 電話 045-507-6611
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援
利用枠人数	2号認定 1名以上

連携施設の種類	認定こども園
名称	学校法人湘南やまゆり学園 横浜あすか幼稚園
所在地	〒226-0016 神奈川県横浜市緑区霧が丘 3-18-1 電話 045-921-0603
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援
利用枠人数	1号認定 3名以上 2号認定 2名以上

連携施設の種類	認定こども園
名称	学校法人湘南やまゆり学園 横浜マドカ幼稚園
所在地	〒226-0016 神奈川県横浜市緑区霧が丘 6-14 電話 045-922-0797
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援
利用枠人数	1号認定 2名以上 2号認定 2名以上

連携施設の種類	幼稚園
名称	学校法人岩澤学園みほ幼稚園
所在地	〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町 2384 番地 電話 045-931-4911
連携協力の概要	保育内容の支援、卒園後の受け入れの支援
利用枠人数	1号認定 1名以上

28 地域の育児支援について

- ・ 周辺小中学校との交流等、散歩を通して地域住民の方との関わり合い、地域資源の活用に努めます。
- ・ 連携保育園やネットワーク事務局園、近隣保育園、消防署等への訪問を定期的に保育計画に取り入れ、地域との交流をはかります。

29 非常事態発生時の対応

【地震】

① 地震発生時

- ・ 保育時間中に大規模地震等の大きな地震が発生した場合は、原則的に保育園で迎えをお待ちしています。早急にお迎えをお願いします。
- ・ 災害時は【横浜市立十日市場小学校】へ避難します。
なお、最終避難場所は【昭和医科大学運動場】となります。
- ・ 大地震が起こった翌日など被害が大きい場合は園に連絡をし、様子を確認してから登園して下さい。ご家庭で待機させた方が安全と判断されて休む場合は、園に連絡をして下さい。安全を考慮し、無理な登園はおやめ下さい。

- ②地震等の緊急事態の場合、電話連絡ができない事態が予想されます。ご家庭でも災害時の避難や対応等(誰がお迎えに行くか、保育園へ向かう経路など)を良く話し合っておいて下さい。保護者がお迎えに来られなく、代理人がいらっしゃる場合でも登録されている方以外は応じられません。

※ 災害発生時緊急連絡票参照

- ③各ご家庭でも、テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を把握し、お子さまの安全を最優先に考えて行動して下さい。

30 非常災害時の保育園の対応

①気象警報等が発令されている時の対応

特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休(完全運休)の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
休園 在園児がいる場合は避難行動をとります。	<u>園から登園自粛やお迎えのお願いをする場合、対応が可能であれば、ご協力をお願いいたします。</u>

②給食について

午前6時の時点で特別警報の発令又は公共交通機関の計画運休(完全運休)が発表されている場合、給食は中止します。登園するときは各自で弁当(離乳食)・水筒の持参をお願いします。

③特別警報等が午前6時以降に解除された場合

- ・計画運休、完全運休中の登園は控えてください
- ・基本的には運転が再開されてから2時間後より開園します。
保育士確保が困難な場合や施設に異常がある場合は、休園になることがあります。

④保育中に避難情報等が発令された場合

玄関への掲示やメールやコドモンでお知らせしますが、指定の場所に避難していますので早急なお迎えをお願いします。お迎えの方が変わる場合、身分を証明する物の提示をお願いします。

31 災害に向けての園での取り組み

- ・2方向の避難経路を確保しています。
- ・非常用飲料水・非常食の備蓄を行っています。
- ・災害に備え、保育園では消防署の指導のもと、毎月1回の地震・火災を想定した避難誘導消火訓練、年1回の風水害を想定した訓練、年2回の不審者対応訓練を行っています。
- ・施設内及び近隣の危険箇所を把握し、定期的に安全点検を行っています。

32 日ごろの備え

- ・保護者の連絡先を明確にしておいて下さい。
- ・日ごろから、災害時の避難についてご家族で話し合いをしておいて下さい。